

## 第 15 回大阪府環境審議会における部会の中間報告への意見の整理について

意見の概要	部会としての考え方(案)
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮規範とは具体的にどのようなものを想定しているのか。</li> </ul>	<p>→ 環境配慮の実践に結びつくよう具体的な行動として計画に示すことになると考えている。</p>
<p>P1 「計画の基本理念」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念のところ、府民の環境権を明記すべきではないか。</li> </ul>	<p>→ 大阪府環境基本条例の前文において、「良好で快適な環境を享受することは、府民の基本的な権利」と謳っている。同条例に基づく環境総合計画は、この考え方にたって策定されるものであるので、部会報告に掲げていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業や行政の責任を明確にすべきではないか。</li> </ul>	<p>→ P1 「 . 計画の基本理念」 「負の遺産の解決」のところ、「経済的な利益や利便性を優先させた結果、環境対策が遅れたり、十分ではなかったことによる」とし、これらのことを「教訓」とすべきと指摘している。 また、各主体の役割と責務については、「 . 環境配慮の基本的取り組み方向」で示している。</p>
<p>P7 「施策の展開 1. 基本となる視点」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業計画検討の早い段階から環境に配慮していくことが重要」と記述しているが、「配慮して」の後に「中止、見直しも求めていく」という言葉を入れるべきではないか。</li> </ul>	<p>→ 「配慮する」という言葉の中に、そういった内容も含まれるという理解をしており、修正する必要はないと考えている。</p>
<p>P12 「施策の展開 (2)環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境対策に関しては、府民にその気がない場合が多く、行政があまり強く踏み込めない場合があるが、TDM(交通需要マネジメント)による自動車公害対策のように、府民にある程度強制するような取り組みも必要ではないか。</li> </ul>	<p>→ 府民に環境配慮を徹底してもらうためには、意識改革や価値観の変革とともに、府民をはじめとする社会を構成するすべての主体が、公平な役割分担のもと取り組んでいかなければならないとしている。また、「 . 環境配慮の基本的取り組み方向」で、ときには痛みを分かち合わなければならないことがあることを、広く府民等に周知し理解を得ることも必要であるとの基本的な考え方を示している。 さらに、効果的な取り組みの推進については、具体的な施策レベルで調整し、検討すべき課題であると考えている。</p>
<p>P13</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「廃棄物の適正処理」の中で、最終処分場について「住民の理解を得ながら、その確保について検討する必要がある」という記述があり、一方で、P13で大阪湾の埋立抑制を盛り込んでいるが、その辺の考え方をどのように整理するのか。</li> </ul>	<p>→ P9で記述するように、廃棄物については、減量化・リサイクルを推進することが基本であり、最終的に処理される廃棄物の適正な処分を行うために、最終処分場の確保を検討する必要があると考えている。一方、水環境の保全については、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえ、大阪湾の「埋め立て抑制」を掲げている。 最終処分場を大阪湾の埋立によって確保することについては、内陸部における最終処分場の設置が困難となっている状況を踏まえ、瀬戸内海環境保全特別措置法との整合性を確保することを前提として具体的な施策の中で検討すべき課題であると考えている。</p>